

平成26年白老町議会総務文教常任委員会会議録

平成26年 7月17日（火曜日）

開 会 午前 10時40分

閉 会 午前 11時45分

○会議に付した事件

所管事務調査

- 1 地域力の創造と地方の再生における外部人材の活用について
(地域おこし協力隊、集落支援員等)
-

○出席議員（11名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	吉田和子君	委員	斎藤征信君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局企画担当主幹	工藤智寿君
総合行政局企画担当主任	江草佳和君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	岡村幸男君
主幹	本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） 開会がおくれまして申しわけございません。

ただいまから、総務文教常任委員会を開催いたします。

（午後 1時30分）

○委員長（小西秀延君） 本日は「地域力の創造と地域の再生における外部人材の活用について」ということで進めてまいりたいと思います。所管担当課からご説明をお願いいたします。高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） それでは総務文教常任委員会の所管事務調査ということで、ただいまのテーマで企画のほうで所管しているということでご説明いたします。先にお配りしているこの冊子なのですが、1枚おめくりいただきまして、説明内容となっております。最初には制度開始の背景、それから、制度概要、制度の運用状況の概要部分を私のほうで説明させていただいて、その後、事例ですとか、現状課題等については江草主任のほうから説明させていただきます。まず最初に制度の背景等ですけれども、そもそもこれは総務省が勧めております企画の一部でございます。総務省のほうで、地域力の創造、地方の再生ということで、地域力創造グループという部署が所管しております。その部署は一体どういうことをやっているかと申しますと、地域の元気創造プランの推進ですとか、定住自立圏構想の推進、それから過疎地域等の条件不利地域の自立活性化、そして人材力の活性化交流ネットワークの強化、都市から地方への移住交流を推進、地域情報化ですとか国際交流、国際協力といった内容で自治体の支援を行っております。その中で今申しました中で本日のテーマである人材力の活性化交流ネットワークというところの施策として、これからご説明します地域おこし協力隊、集客支援員地域力創造アドバイザーといった制度概要がありますので、そちらの説明を簡単にしていきたいと思っております。

まず2ページ目の背景ですけれども、まず都市と地方ということで地方においては人口減少とか少子高齢化というのが進んできております。都市住民は都市住民の中で地方で生活したいとか、地域社会に貢献したいとか、そういうような希望持っている方もいらっしゃいます。これまで地方においては、地方にいる人材では思うように動かないか、なかなかノウハウを持ち得ないという問題がありました。一方都市住民のほうでは地方に行きたいのだけれども地方に行っても仕事がないですとか、そういうような状況でなかなか目立った動きがなかったのですが、その中から国が地域の内部人材の依存から外部人材の依存という形で雇用をつくり出して移転させようというような趣旨が見受けられます。それで3ページ目ですけれども、ここは地域力の創造、地方の再生ということの趣旨ですけれども、今説明したように地域外の人材を積極的に誘致してその定住定着を図るということで意欲を持った都市住民のニーズに答えながら、地域力の維持、強化を図っていくということ趣旨としております。下に図が書いてありますけれども特にこの地方自治体と右側の赤い都市住民というところの関係で地方自治体はそういう募集に当たっての要綱を定めて募集して委嘱すると。

定住に向けた活動を支援していくのだということです。一方都市住民のほうは地域に住んで地域協力活動を実施して、期間終了後には定住を目指すといったような大まかな内容になります。きょう具体的に3つの内容ですけれども、4ページ目にまず地域おこし協力隊という制度、仕組みがありまして、これは端的に申しますと、意欲ある都市住民を地域社会、地方のほうに行って新たな担い手になっていくということを目指しているもので、左の図にあるように各自治体がそういう地域おこし協力隊を募集をかけると。募集に当たっては先ほど申しましたように設置要項等を根拠にして募集をかけると。その来ていただく方の活動内容を明確にして、それを広く募集にかけて、募集するにあたっては単独で各自治体がいろいろな広報やPRをしても構いませんし、全国的なネットとしてはJOIN(ジョイン)という二重交流推進機構がありますのでその共有ネットを使って募集をしていくという形がございます。一方地域おこし協力隊として来る方なのですが、右側の枠に説明書いてありますけれども、3大都市圏を初めとする都市地域から生活拠点を移して、住民票も移してくるということがございます。その活動についての事例なのですが、後ほど詳細に説明しますが、地域おこし協力隊としてきた方は地域おこしの支援ということで、地域の行事やイベントの活動応援ですとか伝統芸能や盆踊り等の復活ですとか、地域ブランドや地場産品の開発販売プロモーション、それから空き店舗の活用などで商店街の活性化、それから都市交流ですとか、教育交流、それから移住者の受け入れを手伝ったり、地域の情報発信をしたりというような地域おこしの支援ということや、その他具体的に例えば農林水産業に従事していただくですとか、環境の保全活動をしていただくとか、そういうような活動をしていただくということです。その地域おこし協力隊としての活動期間はおおむね1年から3年ということで、一応国のほうで特別交付税の措置期間としてあるのは3年までということになっております。具体的に特別交付税の中身は下に書いておりますように年間400万円を上限として報酬、人件費に係る部分が200万円上限、活動費に係る部分が200万円上限ということで最大400万円が措置されると。もう一つは、そういうことを募集するに当たっての経費として200万円を上限としてということがあります。

2つ目の集落支援員については5ページ目になりますけれども、集落支援員というものはいわゆる地域の事情に詳しく集落対策を進めていくに当たってのノウハウとか知見を有した方が自治体の委嘱を受けて職員と連携しながら集落への目配りとして集落を回って歩いたり状況把握したりするという仕事をするということがございます。こちらも特に多くの例で見られるのは行政職員とか農協、漁協のOB、勤めていた方で内情も詳しく地域の事もわかる、そういったOBの方がなることが多く見られます。活動内容としてはそこに書いてありますが、人口とか世帯の動向ですとか、通院、買い物、集落間の交流状況、それらを住民とともに点検をするということ、それからそういうものから見えてくる現状課題を行政と連携しながら話し合いの場を持つ。そして、話し合いを持って必要と認められる施策に対して活動をしていくというような内容になっております。こちらも先ほどの地域おこし協力隊と同じように募集にあたっては要綱等をつくって委嘱するという形になっておりまして、国からの支援としては総務省から同じく特別交付税として年間350万円、専任と兼任と分かれますけれども専任については350万円、兼任の場合は40万円ということで支援を

受けられるということになっております。

次3点目、6ページ目ですが地域力創造アドバイザーというのがあります。地域力創造アドバイザーも申しますのは、地域の魅力価値の向上を目指して地域力を高めようとして行う自治体の動きに対して外部の専門家、登録されておりますけれども、地域力創造アドバイザーとして登録されてる専門家がその地域に行って情報提供とか、活動支援を調査、活動支援をするということで、これも総務省からの姿勢として一番左下に書いてありますけれども、民間の専門家を活用するときは財政力指数平均以下の町、白老はこれに該当するのですが、初年度560万円、2年度350万円、3年目が210万円という支援を受けられますということです。その受ける条件としてはその外部専門家を年間延べ10日、もしくは5回以上招聘するような取り組みに対して対象となるということでございます。今、概要を3つの説明をいたしました、7ページ目にそれぞれの過去3年程度の活用状況がまとめられております。7ページ目の1番上の地域おこし協力隊につきましては全国も道内もどんどんふえていっている状況であります。北海道内だけでも年間58人とかいう形であります。集落支援員につきましても毎年ふえていっている状況にあります。アドバイザーについては大体毎年7件から10件ぐらいの活用が図られているということで、今後この制度を生かしながら外部ノウハウの受け入れとか、それとか定住者につなげる、もしくは雇用の拡大、そういうものを目指しながら活用をしていくということが言えると思います。それでは続いて事例等について説明をして頂きます。

○委員長（小西秀延君） 江草企画担当主任。

○総合行政局企画担当主任（江草佳和君） それでは私江草のほうから全国と道内における事例ということを中心にちょっと説明させていただきたいと思っております。まずいろいろ中身のほう調査したところ全国で中山間地域等が目立つ自治体での取り組みというのが多いということがわかりまして、その中でまず全国の事例として3点ほど事例を説明させていただきたいと思っております。

まず1点目なのですが、長野県木島平村という村で地域おこし協力隊のほうを活用した取り組みをしております。こちらの町の特徴としてなのなのですが、典型的な農山村というところに位置づけられておりますが、いわゆる地域の農山村の持つ価値機能を高めて自然と都市住民との交流による共生の村づくりというものをテーマに、そういう取り組みを農村文明と位置づけまして、全国フォーラム等も地元で開催をした中で気運を高めているという状況でありまして、農村文明の創生に向けた取り組みということで実践をされていらっしゃる。その中でどのような形で地域おこし協力隊を活用しているかと申しますと、村の教育委員会に農村文明塾という組織体の事務局を設けておりまして、その事務局員としていわゆる農村文明創生に向けた各種プログラムを企画運営をするという位置づけで協力隊員を活用しております。その他、加工品等の直売、販売施設等の管理運営、それ以外に集落の活性化策の企画実践という付随する業務もあわせて取り組んでおりまして、現時点における単位数は5名、活動地域というものは村内全域を対象として活動されておられます。活動のポイントといたしましてシンポジウムや講座等開催した中で地域資源の再認識から地域づくりを活性化していくということになっております。その他集落の調査、住民との話し合い

を行った上でその集落、集落にあった地域活性化策を検討していくという取り組みをされていました。

続きまして2点目、新潟県十日町市という自治体の事例を紹介いたします。こちらも取り組みとしては地域おこし協力隊を活用した取り組みをされておりまして、国宝火焰型土器、その他農産物コシヒカリ、へぎそば、着物等の各種特産品産地である中でやはり同様に中山間地域の集落が多く存在して、この中で文化、伝統芸能等の担い手不足によりやはり集落の高齢化、過疎化というものが進んでいると。それによって集落の機能維持がだんだん困難となってきた。その中で協力隊員に対してはいわゆるその集落高齢化が進んで集落における人的支援、マンパワーというようなものを中心に活動をしていただいているようなのですけれども、参考までに申し上げますと平成23年3月31日現在における市内の集落数は434集落というふうになっておりました。うち65歳以上の高齢者の方が50%以上となっている集落が48集落、率でいうと11.16%、それ以外に55歳以上の方が50%占めているという集落、準高齢化集落と位置づけられていましたが、こちらが171集落ございまして、こちらは割合でいうと39.4%、かなり高齢化率が自治体内で進んでいる中で地域おこし協力隊の活動としては、いわゆる集落における共同作業、農作業や除雪等含んだ中で共同作業の支援、その他高齢者の見守り活動、例えば通院等の支援、買い物代行する等を行っております。その他地域を活性化するようなイベントの都市交流の支援等の活動をしておりまして、単位数は自治体で17名、活動地域はいわゆる48ある高齢化集落を担当振り分けまして、拠点を各種公民館に置いた中で今、申し上げたような活動を続けられているということです。ポイントといたしましては地域へ溶け込んだ中で活動状況の周知を通じまして住民との信頼関係構築というのを第1に図っておられます。その他集落は隊員の生活活動の相談役となりまして、不安解消とともに隊員自身の定住化を促すように地域としても体制を整えているというお話です。

続きまして次のページにして3点目、新潟県上越市、地図の画像表示がちょっと逆になっておりまして申し訳ございません。こちらのほうでは集落支援員の取り組みというものを主にされておりまして。こちらもほかの町に漏れず中山間地域が総面積の7割と非常に多くを占めております。人口減少や高齢化の進行に伴いまして交通手段の確保、冬期間の雪等への対応、田畑の維持管理、共同作業の継続など不安要素がふえてきているという中でなかなか地域に目配りをできるという存在が少なくなっているということに対しまして、継続的に集落の実態を把握しながら地域事情に応じた支援を行う集落づくり推進員という名の形で集落支援員を配置しております。

活動内容といたしましては、各集落の巡回、住民への声かけ実施による不安感解消、住民とのコミュニケーションを通じた中で詳細な集落の実態、課題等を把握することに努められている。行政とのパイプ役となりまして各種の課題解決に向けた検討を実施している。その他交流を拡大する取り組み等の提案されている中で支援員数は総勢で8名、活動地域は高齢化率50%を超える集落を担当集落といたしまして、おおよそ1人当たり10集落程度を範囲としてもたれているとのことです。

全国的な取り組みとしては以上の3点が実例としてあります。その他より実状にどうか、地域

実情に応じたものをとということで、管内の動きをちょっと調べさせていただきまして、実例として厚真町の取り組みをご紹介させていただきたいと思います。まず1つ目の取り組み状況なのですが、ことし6月末現在の厚真町の人口 4,714 人です。地域に対しまして取り組みとして地域おこし協力隊を主に活用されております。スタートしたのは平成 23 年、まずは農業の担い手等への克服といいますか、そういう形で農業支援員というものを要望で定義づけしまして協力隊の制度を活用されたということです。その他地域実情いろいろな支援員というものが需要だというお話があった中で平成 24 年度からは農業以外に林業の支援、観光振興への支援、特産品開発への支援と支援員の活動範囲をそれぞれ要綱を定めて拡充されております。受け入れ実績につきましては基本的に制度上要望制定した中で委託するという形になりますので、各支援員の募集に対しまして要綱を整理した中で委嘱しております。人数といたしましては、初年度平成 23 年度が2名の方、農業の支援員として2名です。こちらは3カ年続けられております。翌年度以降平成 24 年度には4名の方を採用されまして、うち農業が2名、観光分野として2名、平成 25 年度は5名の採用されておまして、観光1名、林業2名、特産品の開発が2名、今年度は新たに農業の支援ということで1名の方を採用されておまして、延べ12名の方が町内で活動されています。うち現時点における協力隊員としての役目を終えられた方は7名、そのうち解嘱をされた後に定住を町内図られた方は6名いらっしゃいます。内訳を見ると新規就農された方が3名、起業された方が1名、求職中等でアルバイトされている方が2名というふうになっております。

続きまして実例としてどのような方がどのような活動されているかという、ちょっと一部紹介させていただきます。特産品の開発支援員として平成 25 年度から厚真に来られた30代女性の隊員さんの取り組みです。全移住地は道内札幌市で、札幌にて道産素材を活用したパン屋さんを営まれていた傍らパンの教室の講師等を努め、その他道内を題材にした映画の中でパンづくりの指導等も実施をされている方でございます。平成 25 年度から隊員に委嘱されまして、地元の食材を活用した新商品の開発、町内の高校における授業、調理実習における講師を務められたり、その他町内の事業者と連携した物産イベントへの出品等精力的に活動されております。また現在いらっしゃる地域おこし協力隊の方、有志の方と協議会を発足いたしまして、町内の空き店舗の跡地に活動拠点「サンマルゴ」という名前の活動拠点を独自に設置されまして、活動活発化と隊員間の連携を加速させております。また、厚真町のほうで古民家の伝統的なつくりの古民家の保存というものを町を挙げて進められておりますが、その移築に際しまして積極的に活用される方を町として募集をされていた中で来年4月から移築・再生される100年超えた古民家を活用したパン店をオープンされるということで準備を進められているとのこと。以上が全国管内における主だった取り組みということの紹介になります。実際に厚真町で制度進められた中でいろいろな課題もやはり見えてきたということも話としてお聞きしまして、まずどのような課題が生じたかといいますと、地元の受け入れ体制がある程度、受け入れるという体制のレベルを整備することが必要という話が出ております。まずは地域が地域おこし協力隊の方にどのような活動をしていただきたいということ十分に整理してかなければいけないというお話しです。地域として農業における活動が必要な

か、もしくは林業なのか、観光振興なのか、そのような中で地域課題、ニーズの整理というものが必須ということでおっしゃっておいりました。また隊員の方に来ていただくにあたって、住居をその他車両等を始めた生活基盤をあらかじめ確保して、地域において協力隊員の方々の活動がちゃんと認知されている、そして活動を地域がちゃんとフォローしてあげる、ケアしてあげる等の孤立させない体制の整備が必要だという話をいただいております。また、やはりそもそもの制度として活動後に移住、定住そういう自立を目的としているという中身でございますので、隊員期間が終了後に定住自立を見据えた地域における活動を促すことが必要である。実際の協力隊員の活動の中で例えば飲食店とかを例に上げると、隊員としての活動期間中は地域における新たな発想だということで好意的に受けとめられるケースはあるのですが、いざ独立してそこ飲食店をするということになったときに、既存の飲食店の方々とうまく関係が持てない、いわゆるライバル的な立ち位置になってしまうということもいろいろ考慮した中で、活動をサポートしてあげることが必要だと。その他年齢、社会経験等によってやはり隊員の方独自のどのように動けるかというのが結構変わってくる部分がございます、いわゆる人生経験が豊富な年齢の方々、社会経験スキル等がありますので自分の中で活動というものを見定めやすいという部分があるのですが、単純に大学を卒業してきて協力隊に来たという、なかなか社会経験等が少ない若い方に関しましては与えられた仕事をただ終始してしまっていて実際に3年たったなら何やりたいのかということが見定められないで結局都会に戻るというケースがありますので、そういう部分も含めた中でやっぱり受け入れ態勢の整備が必要だということを厚真町の方はおっしゃっておいりました。それで実際にまだ導入をしていない白老町における現状、実際にどのような活動が事業者さん等の方々で行われているかというのをピックアップしてちょっとご説明ができればと思っておりました。全てにおいてではないのですが特徴的な動き、最近の動きをちょっと拾いまして、3点ほどご説明をいたします。1点目、白老牛を中心として畜産業の後継者担い手不足ということが課題として挙げられております。やはり生き物育てながら業を行うという部分によって牛の飼養管理等による時間的な拘束、従業員を雇用するほどの経済的余裕がないとさまざまな要因がある中で、経営者の高齢化や後継者確保の問題というのが慢性化している。結果、次代への経営が立ち行かなくなって経営を断念してしまうというケースがあるかと思っております。昨年11月に農家さんの有志の方々による畜産ヘルパーの事業法人を立ち上げたという動きがあります。これに関しましては肉用牛の経営に関心のある若手の方を地域外から雇用しまして、その牧場から受けた依頼に基づいて牛の飼養管理等の作業を研修という形で実施をして、結果的には若手生産者の育成や町内における新規就農の促進を促すということがございます。2点目です。商店街の衰退・空洞化という問題です。やはり同様に地域商店街の店主の高齢化や、なかなかこれも次世代を担う店主の人材等不足、大型店の進出等による域外への消費力の流出といった問題から町内における商店街の衰退、空洞化というものが進んできております。これに関しましても行政、民間レベルでいろいろな活性化策等をとってきてはおりますけれども、地域商店街における活性化に向けた取り組みとして、ちょっと例として大町の商店街や商工会の取り組みなのですが、商店街を活性化させるための集客力向上のイベント、にぎわい再生に向けた取り組みを

実施してきているほか、今年度に関しましては、商店街組織による担い手を育成するための商い塾というものを実施に向けて検討されているということです。ですので、若い世代を巻き込んだ上で商店街の復興や、転じて新規起業出展等が行っていければというような動きがございます。

3点目なのですが、地域内高齢者の孤立、地域コミュニティ力の低下というような課題に対しましては、まず町内会等はじめとした地域活動の参加者が減少してきたことによる地区コミュニティの希薄化、地域内高齢者が孤立してきている現状、これらの課題に対しまして今町のほうで地域担当職員制度を実施しております。町内会、PTA、民生委員の方々を訪問しまして現状課題を聞き取りしまして、それを反映させた地区コミュニティ計画策定に向けた準備を現在進めております。これによりまして地区における状況や要望等を把握した中で実情を網羅した中身の計画の策定、官公民一体となった協働のまちづくりを深化させていくということのために動いております。いろいろな動きがある中で先ほど話に少し戻るのですが、導入の検討を進めていく上での課題ということである程度調べた中でやはり課題というものが見えてきております。まずは地域における課題として協力隊や集落支援員等来ていただく人材の方に対して求める課題というものをきっちり整理していかなければいけない。地域の誰が何をしてほしいとそれぞれの募集をするのか。ですから、やはり町内の事業者さんとか関係者の方々からよく中身を見定めた上で課題の整理をしていかなければいけないというふうになっております。どういう業種でまず必要なのか。どういう目的として必要なのか、人材育成なのか目配り役なのか、作業員なのか、そういうものをちゃんと整理した中で検討を進める必要があります。結果課題を整理することで地域としては適材をちゃんと外から求めやすい。外からこられる方は明確なニーズに基づいた活動しやすいということなと思います。また受け入れ体制といたしまして、やはり地域としては来ていただける隊員、支援員の方を地域を挙げまして定住自立に向けて対応していく必要がある。これに関しましては先ほど申したとおり、住居、車両を含めたいわゆる生活条件の整備、定住に向けた見通しの共有というものを地域、地域と隊員さん、支援員さん等で共有していく必要があろうかと思えます。また、地域と隊員、支援員の方、また行政や関係団体と協力体制を明確に構築する必要があると思えます。隊員が地域外から来た隊員が孤立せず、孤立することなく、いつでも相談できるような信頼関係を行政地域を含めた中で構築する必要があります。3点目、地域における認知度を高めるということが必要です。やり関係者は隊員さんや支援員さんの存在を知っていても、実際にまち全体で見たときに、その人の認知度が少なく活動が妨げることがないようにやはり地域全体でその制度に対する認知というもの深める必要があるというふうに思えます。以上をもちまして説明を終了させていただきます。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課より説明がございました。先ほど高橋課長ご説明してくれたところで道内58名ということでしたが、自治体の数ですね、人数でいうと168名でよろしいですよ。江草企画担当主任。

○総合行政局企画担当主任（江草佳和君） 本日配らせていただいた追加資料についても若干ですがちょっと触れさせていただきたいと思えます。いわゆる最後に説明させていただいた地域課題等

受け入れに対する部分に対して平成 23 年に新潟県十日町市のほうにおいて行われた研修会の資料というものがございました。やはり実際に取り決めを進めていった中で十日町市においても課題が見えるということがありまして、開きまして 5 ページの部分に配置への流れとなっております。次の 3 つの条件を満たす集落配置をしたと。明確なニーズがあるか、プラス隊員の世話役を担える人材がいるか、地域内で住居を用意できるか、こういう大きな 3 点を明確にした中で隊員の募集等を進めたということで、やはりその地に根差した形で活動していただくという上では、地域において受け皿というものはある程度の形で整理してあげないと、来たときに実際に活動に困ってしまうということになりかねないので、まずは地域としてのそういうような体制を整備することが必要です。続きまして、ちょっと飛びますけれど 12 ページをご覧くださいませでしょうか。活動期間終了後の部分ですけれども、3 年後の定住に向けてということで、やはり隊員になられた方からの声ということで記載しておりますけれども、実際に協力隊任期終了後を見据えた活動というものも各協力隊員としての活動も含めた形で、いわゆる隊員としての活動の一部として認めてほしいという答えが十日町市では要望があったということです。ですので、やはり行政としての仕組みづくりも受け入れる地域としてもそういうようなバックアップをある程度定めた中で実際に募っていくことが必要だというのがある程度明らかになっております。ひいては定住自立後の住居や就職先等も斡旋してほしいという要望も実際出てきていたようなので、全てにおいて要望を網羅できるというのは地域によって違うと思いますけれども、ある程度バックアップ体制というものを並行して構築していく必要があるというふうに考えて今回の資料を提出させていただきました。以上です。

○委員長（小西秀延君） それでは引き続きご質問を受け付けます。吉田委員。

○委員（吉田和子君） 20 年度から始まった事業でよくテレビ等で紹介されているのを見たことがあるのですが、都市住民が地域に行って貢献をしたいという、支援員になるとか、それからそういったことになりたいという成り手はいるのだらうと思うのですが、迎える側と成り手との中間、この中間支援団体ということなのかなと思うのですが、やはり来て、この地域のために集落のために頑張ってもらえる人材を見つけ出すということが必要だと思う。本当に白老の意向に合った、もし迎えるかどうかかわからないのですが、そういう人を選ぶというか、面接はいいのか、本当にその人がどういう考えでここへ来るのかというのは、そういう来る人たちというのは、何か経験、そのための講習受けたりやって、その中間支援団体登録をしてやるのか、ただ行きたいから中間支援に申し込んでばっと自治体があったのとある程度要件が合えば来るのか、その辺の仕組みというのはどんなふうになっているのかと思ってちょっと思っていたのですが、高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋弘明君） 特に特別な資格とか能力とか求める場合はそういう要件を出して募集するというので、一般的には、やっぱり経歴とか面接とかそういうもので人選していくというやり方が主です。先ほどちょっと説明の中にあっという間に、ある程度経験を有した方だと自立していく率が高いけど、本当に学卒でそのまま地方へ行って何らかの働きをしたいというふうに来た人は、その後の自立が難しいとか、そういうような傾向はあるということになっており

ます。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 吉田です。この制度を本当に迎える側としては、こういったこと、こういったことという要件があって迎えると思うのですけれども、これを見ていて地元にもそういう希望の人がいるのだろうけれども、地方から来る人にはこういう総務省からお金が出て人材育成されるのだけれど、基本的に考えたら定住移住策のようなふうに捉えて、白老町に来ていただいて経験することで将来的には定住をしてもらうのだということが大きな、もちろんその町に3年ならば3年貢献しながら地域の方々と連携をとって密接なつながりをつけてできれば定住してほしいということだから、定住移住策は白老ずっとやっているけれど、なかなかうまく進まないということを考えていくと、また一つの手法を変えて定住移住策を進めていくための一つの手法なのかと単純にそんなふうに思ったのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 全く今おっしゃられるとおりで、最初にお話ししたように従来都市部から地方部に移り住みたいという方はいたのですけれども、そこに雇用がない。ですから、今回のそういう地域おこし協力隊というのは3年間は自分で働いて生活できる、そういうのをつくっていかうということで、いわゆる都市部から地方部への人口の移住と、地方部での雇用の拡大、そういうところを狙いとしていることは多分にあります。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 聞いたばかりでよくわからないのですけれども、外部にある人材の力を活用しようというこの考え方というのはすばらしいだろうと思う。1つは今のような社会情勢の中でそういう地方に行って働こうという、そういう人口といいますか、どのような割合で押えているのか。ただテレビでは農家に行って畑をして暮らそうという人たちなんかが出てくるのだけれども、本当にそういう人たちの、そうやって働いてみようという人たちがどれほどあるのかということが一つの大きな問題になるかなというふうに思うのです。それが1つ。それからもう1つは、働いていただいておむね3年間働いていただいて補助金がそれでなくなる、そしてそのあと定住を目指すとなれば、その3年間というその基準というのは、どこから出てくるのかな。考えてみれば3年間地元のためにいろんな手を尽くす、これはすごく幅のあるものだと思うし、時間のかかるもの、そしておまけにそこに信頼を得て定住に持つていくためには3年間という期間がすごく短いなという感じがするのです。ただ国が補助がなくなるからそれはしょうがないのだと言われればそれまでなのだけれども、だけれどもやはり本当に来てもらってまちづくりの事業になるような働きをしてもらって、地域から信頼されて働いて定住していくと。そういう流れというのが本当にこの中で組み込まれるのかどうなのかという、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） まず1点目のどのくらいの人がいるのかというお話ですけれども、7ページ目に表で示しているとおり、全国的にはもう1,000人を超える、実際に働

いている方だけでそれだけいます。ですから何万人という人がそういう可能性を持っているということであり、集落支援員については全部が外部ということではないので、地域に精通した方がやるということです、その人数は地域の中でつくり出すということもありますので、今専任でやられている方が1,000人以上、兼任が4,000人とかという数なっていますので、それもさらにどんどんふえていこうという予想でございます。

3年間のことですがこの地域おこし協力隊は別に何年間やってもいいのです。4年でも5年でもいいです。ただ国の特別交付税が3年間しか出ませんよということで、その後自治体の独自で4年、5年と続けてもそれは構わない。国の導入のきっかけしやすくするために特別交付税入れているので、そういう意味合いからいけば、何年でもいい。ただおおむね3年以内で自立に持っていくようにしようということなんです。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） 大体考え方はわかるのです。ただ、その受け入れる基盤というのがすごく大事だから、ただ来たいものが来て勝手にやっていって、飽きたら出て行けということではなくて、本当にまちづくりをしていくのには、来てもらってまちづくりのものすごく役に立ってもらったという事になるとすれば、やはりその地域にあった仕事を応援してもらいたいと思いますか。だから、例えば町なら町が人を来てもらうときに、こんなまちづくりをしたい、こういうものも掘り起こしたいといった場合に、その受け入れる基盤というのが例えば牛飼いなんかの家に来てもらう。ただ人手が足りないから手伝ってもらいたいというのものもあるのかもしれないけれど、そこに定着してもらいたいためには、その牛飼いの技術を獲得してもらいまでどんなふうなものを獲得してもらいたいかということを相手にも要求し、そして町長の願いも聞いてもらえるような、そういう形というのがすごく大事。そうなるとすれば、町のほうが今度は行政側がどんなような人たちが必要なのか、ただ高齢者率が高くなって集落が大分力弱くなったから、だれが指導者来てくれればいだけではだめだと思うのです。やはりその集落に入ってそこに住んでもらって一緒になって活動してもらいたいためのそういう基盤づくりといいますか、そういう準備というのは、行政側でどんなふうを考えているのか、これからどういうふうに進めようとするのか、そのあたりお聞きいたします。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 主にそういう受け入れ体制のお話ですけども、やはりまずは今おっしゃられたとおり、牛の関係でもし入ってこられたら、いわゆる素人の方であれば職業訓練から始めてそういう技術を身につけていく。その上で、なおかつその後別に農業者から給料なるものを頂けるかどうかということになりますので、その辺の例えば牛屋さんが生産拡大して、収益も上がって給料も払えるようになるよといったことがないと難しくなる。来る方もやはり全国で今こういうことをやっていますので選ぶのです。私はこういうことをやりたいけれど、こういうことをやるには1番いいまちはここだろうということで選ぶのです。ですから、例えば白老町もいろんな特徴、受け入れ体制しっかりした上で特徴出していかなければいけない。例えば2020年に国立博物館ができるとか、そのためにいろんな店が営業、店ができる可能性があるまちだということ

わかれば、そこにさきっと入り込んでくる方もいらっしゃるでしょうし、もしくはそういう伝統技術を身につけたいと思って入ってくる方もいらっしゃる。ですからそういう可能性を見つけ出し、てもらおうということ、それを受け入れる側の体制をきちっとつくらなければならないということで、白老町ではすぐにそういう体制はできないので、これからそういう事業者の皆さんとか、受け入れ可能なそういう分野の方と色々な話し合いをしていって、それから受け入れ体制ができるのであれば、そういう制度を導入しようかという段取りになっています。

○委員長（小西秀延君） 斎藤委員。

○委員（斎藤征信君） いろんな産業がこのまちでできて、受け入れる基盤、どっから入ってきても、どんな仕事でも、いろんな創造する起業起こすにはいい所だよという基盤があればいいのですよね。白老の場合農業そのものというのができない。酪農という形しかないわけです。酪農というのは本当に家族的にやっていて、そこへ人が入り込んでやるといったら、お手伝いぐらいしかできない。あるいは商店街の店屋はずっと空いている。何とか活用してほしいんだといっても、今のこの人口の中で空いてお店をもう1回復活させる、再生できるかということ、そんなに簡単なものではない。地域に高齢の集落がある。そこへ行って何とか活力をつけたいといっても、それもかなり難しいかと考えてみると、かなり難しい条件なのです。そこから新しく出てきている。そうすると本来に来てその人たちが新しいものをつくり出しながら自立していくまでの過程というのは、相当並大抵のものではない。そこには何かもう一つ工夫がなかったら定着ということまでいけない。先ほども話あったように、そこで働いて技術を教えてもらって同じもので独立したために敵対関係になるというような意見があるというような、そういうことが起こり得るわけです。まったく新しいものがつくれるのだったらいいけれども、大体同じものをそこへ軒を並べて店を開くなんていうことになると、これ大変なことになるわけで、極めて白老としてはかなり難しい条件がそろっているかなという感じもあるのだけれども、その辺の打開というのはどういうふうに思っていますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 全くそういうような言い回しで課題になるのです。その中で白老町ではどういう分野なり業種がそういう可能性があるのかということで、マッチングするものがあればこういう制度を活用できるということもありますので、例えばその今畑やる人も最近入ってきていますけれども、牛肉、肉があるよ。だけれども今町内で例えば炭焼きで自分たちで焼いて食べるスタイルしかないなので、その牛肉を生かしたそういうレストランとかやりたいとか、そういう方たちが入ってきて、そういうものに一律発展していけば、それは1つはいいことだと。そういうものの可能性を見つけて自分でやる気になって来る人がいるのと、こちらが期待していることとマッチングさせるものを考えていかないといけない。ただ牛屋さんに入って3年間はこっちからお金が出たけれど、3年後には牛さんは払えないからやめてくれではちょっと困ると。そういう状況をきちっと見ていかなければならない。

○委員（斎藤征信君） あと1つちょっと聞かせてください。もう1つ過疎指定の活用の中身も集落だとか町おこしだとか、そういうものに使える部分というのは、ありましたよね。それとも関係

というのは何かこれ関連性があるのですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 1番わかりやすいのは地域おこし協力隊なのですが、地域おこし協力隊については、その特別交付税対象になるものとして、過疎地でなければ3大都市圏か政令都市の人しか対象にならないのです。でも過疎地に来るという場合は、その他の3大都市圏とかそういう問題ではなく都市部であればいいということでなってますので、すごく来ていただく範囲が広がるということで、そういう一定の条件とか、大きいのは今言った点です。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 2点ほど聞きたいと思います。今るる説明あったのですが、資料ついて、これはそれぞれ興味があれば勉強できるはずなのです。ただ我々として思うのだけれど、今説明受けたけれど、町としてのその政策的というか施策、制度を導入する考えがあっけきょうやっているのですか。それでなければきょうよその事はいつでも仕方がないのだけれど、白老町として制度もう20年、21年から始まっているわけです。導入するという観点があるのかどうなのかということ。例えばということ議論したって仕方がないと思う。その答弁によっては、あと2点、3点質問したいけれど。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局担当課長（高橋裕明君） これ所管事務なのでちょっとあれなのですが、一応町としてはこの制度が発足した時期から認知をして、知り得ている。今説明したように導入にあたってはさまざまな課題があるのでその課題を解決する、もしくはさっきちらっと申し上げましたけれど、2020年に向けた中で何か活用できるものがないかだとか、そういうチャンスというか、機会をうまくつくったら活用できるという考えは持っております。何が何でもどんな条件であれやるのだということにはなっていない。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 当然設置要綱をつくらなきゃならないそれも問題だし大きな枠でいうと、全体の認知度低いのです。国でも制度つくっているけれど、そういう先ほど言いましたけれどミスマッチ起こすような国の制度ほとんどPRしていないのです。各自治体がこれを見て要望つくってやっている話だと思うのです。その辺をもっとやっぱり町でやるとすれば考えないといけないし、今後の話したけれど現実に高橋課長その時課長だったら覚えあると思うけれど、僕21年ぐらいにこれから関連して酪農ホームヘルパーできたけれど、その時点で私質問しているのです。こういう制度でやったといったから。そのとき検討するとも言わなかったかな。現実にそういう事例がありながら行政はやらないで堀部さんがやったわけです。それはやるということはヘルパーを入れたことによって新規に就業してもらう、技術を身につけて、それはやっぱり町としてヘッドとしてやるということだけれども、結果的に言いつばなし聞きつばなしだったのだけれど、自分の一般質問だったから言うのもあれだけれど、それは言ったのだけれども考えていない。

もう一つは現実に社台の方で今カボチャつくっている人いるけれど、ちょっと対象になると思う

のです。変にしてまた逃げてしまうから、その前に社台の奥でも競走馬で若い夫婦が来て、競走馬の乗馬とかよう老婆よう馬やっていたわけです。結果的に3年くらいで早来へ行って解消してしまったのです。本来そうであれば、今言ったように言葉おかしいけれど責めているわけではないです。他人事ではなくて本当に地域の実態を押えれば21年度からあるのだから、現実に議会でも質問しているわけです。もっと今までになっているはずです。これからアイヌの博物館ができるから考えようとしているのだけれど、現実にその辺の捉え方は今までの4年間、5年間ぐらいはどういう認識であったかということです。こういう制度はわかっているといったのだから、もっと本当はまちおこしのために定住制度やっているのだから、こういう制度もありますよということで、大々的PRして、そして地域に根づいてもらう若い人なりある人を育てるということが本来行政の仕事だと思うのだけれど、今ここでいろいろ議論しているのだけれども、悪いのだけれど、これからだと言っているのだけれど、現実にそういう認識があったかどうかということだけ確認します。

○委員長（小西秀延君） その前に常任委員会の所管事務をとった経緯とといいますか、こういう制度があるということで、議員の中でもきちんとまだ押えられているというものでも、皆さんが知っているという制度でもないということで、また、町がどのような考えを持っているかということで、今回こちらのほうから依頼したという形だということをもまず押さえなければなというふうに思います。その上で、答弁のほう高橋課長からお願いしたいと思います。

○委員（前田博之君） 今委員長からあった話は、ぼく個人として前段として理解しているはずだから、それで言っています。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今の現状を見てこういう制度を活用できた事例もあるという話だったのですけれども、多分早くそういう要綱なりなんなりをつくってこれを活用しようという体制になっていけば、それは活用できたかもしれないですけれども、現実に現課がそういう動きを見ながらこの制度使おうということにはならなかったという結果なのですけれども。ですから、それは企画のほうでも常にこういう制度をいろんな全ての課に発信して理解してもらって活用しようというやり方は足りなかったのかもしれない。各課がやっぱりそれを受けて制度活用しようというところに至らなかったという現実があります。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今後の課題だって先ほど必要であればと課長言っていたけれど、今の答弁ではどうこうではなくて、各課のということであれば、その設置要綱、仮に制度導入するよということになったときに設置要綱は各課でそれに合わせたものをつくるのか、町としての統一の制度を導入するとした場合。その前は全体を網羅して企画の担当が主体的にそういうものになるのか、あるいは設置要綱の準則見ていないからわからないのだけれど、それは各課で必要が応じた時につくるのか、その辺だけをお聞きしておきます。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 設置要項なのですけれども、要するに協力隊の設置要

綱ですので、いろんなもの入ってくる。ですから各課がつくっていくという形式にはならないと思っています。ただふえていけばこの要綱の内容をふやしていくというような形になると思います。ただその所管がずっと企画で行くのかどうかというのはわかりません。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時05分

再 開 午後 2時20分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開したいと思います。引き続き質疑等を受け付けます。山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。説明ありがとうございます。大体地域おこし協力隊につきましては隊員の方のブログ等とかで細かく発信されているので大体内容のほうはわかっているつもりなのですが、集落支援員の方をちょっと勉強不足でわからないのですが、これはいつまで財政特交措置が続けられるのかと、町内会長さん等にもこういうことは活用できるのか、地域担当職員制度今やっていますが、そこにも活用できる道があるのかどうかお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） まず制度の行く末ですけれども、その辺は定かではないです。いつまでっていうのは示されていない。ですから2年後になくなるかもしれないし、5年続くかもしれないし。あと支援員については、町内会長さんでもよろしいです。ある町が例えば先ほどお話に出ていましたように、高齢化率50%を超えている集落に支援員をつけるとか、そういう一定の取り決めをしてやる。ですから、町内会長さんですとか、もしくは民生委員さんだとか、そういう方でもできます。ただ、報酬をもらっている方については兼務になりますので、報酬額がガラッと変わるので、専任で支援員をやる方は350万円までの特高措置があると。それから地域担当職員との関係ですけれども、いわゆる地域担当職員が今職員でやっていますけれども、それは地域支援員みたいな形に変えたときに、多分自分の給料というか、そういうのもらえるのは、この制度が続く限りです。それがなくなったときどうするのだという話が出てきてしまうことになるかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。その地域担当職員、今は職員ですけれどもそのほかに補助的な役割でこの支援員を置くという方法ができると思うのですが、その辺に関してはいかがですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 地域担当職員と集落支援が一緒になってやるということも考えられます。ただ今支援員の役割として求められているのは、要するに集落の現状を把握して、それでその集落の中でいろんな集落の人たちと話し合いをもって、どうしていったらいいのだろうかということを話し合っ、それに対応策を見出していくということで、一般的に言われているのは、集落支援員は集落の目配り役ですよという役割ですので、その辺との兼ね合いがあるだけ

で、地域担当職員制度との連動は十分踏ることできると思います。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） デマンドを利用、活用したいと考えているのですけれども、そのデータの収集等にもこの支援員が活用できるのではないかと思うのですけれども、その辺について町はどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） そういったデマンド交通とかそういうものの導入にあたっての集落でそういう先ほど言った点検だとか話し合いをした上で、必要だと認められる政策としてデマンド交通というのがあれば、それはその中に入ることはできます。ただ、今、町の考えとして集落支援員においてデマンド交通をどうするかということまではちょっと考えていません。

○委員長（小西秀延君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 生活困窮者支援何だか法というのが設立されて、来年度からそういう見守り体制を整えなければいけないですよ。そういうのにはこれは活用できないですか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） そういった対象地域に対してというか、集落支援員ですから対象は集落なのです。集落でそういう方の生活の実態調査だとか見守りというのはできます。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） 集落支援員の中でこれ、あくまでも個人なのですね。個人が集まって1つの単位集落の交流する、やるのに、一人ではできないですよ。何人かが組んで、やろうというふうになったときには、団体になってしまいますよね。そういった場合には個々には支給されると思うのですけれども、その個々に支給されたもので団体を組んでやっているということは大丈夫なのですか。そういう仕組みづくりというのはできるのか。1人ではできることではない。例を挙げればNPO法人を立ち上げ、立ち上がったほうが仕事の面ではこういう人たちの面倒見るのやりやすいといったときに、どういう資格を持っているだとか、何人かがそういうのを希望して集まったときに、個々だったらできるのですよ。だけれどその人たちがグループを組んで1つのNPOを立ち上げたかどうか、そういうふうになったときにはないものかどうなのか。兼務になるのか。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） あくまでも最初に申しましたように、要綱に準じた業務内容、そこに定めてかあればいいのですけれども、そのNPOとかそういうものを立ち上げて書き込むのはちょっと今見たことないですね。もし集落支援員として活動していてそういう方たちが何人も集まって自立してNPO活動に変えれますよということはあると思います。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） NPOを立ち上げたらもちろん法人になるし、そういうことやると無償ということではなく、そうするとほかと競合するときに無償の方をみんな使うようになるから、それはある程度お金をとらなければならなくなる。そうなるとう兼務という形になってきて、40万円と

いうことになっていくのかなとちょっと思ったのですけれども。そういうふうを集まって、個々ではある程度、だから個々が集まって共同してやる、立ち上げたらそうだけれど、協働してやる、立ち上がるまでやっている部分に関しては、個々になるから、それは構わない。目指して集落的にこの地域ではこうやってやろうとなったときには、構わない。なかなかちょっと細かい話だけれど、具体的になってしまうとまた、まだまだ町がやろうということではないので、ちょっと厳しいのかなと思うのですけれども、今ふと思ったものですから。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） やはり集落支援員個人がその要綱に定められた業務を行う部分については集落支援としての活動になると思います。それ以外になって団体活動なり法人活動に移ると、それは別個にしてこちらが兼務になる可能性があるということです。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 今吉田委員も山田副委員長からも結果的にはその思いはたくさんメニューはあるけれども、まず町が要綱つくるのだから、町として一つのそういう支援の仕事の範疇、カテゴリーを決めた中でまずスタートするということですよね。だからみんな要求あったから、その都度できるのではなくて、町として何を地域の中でして、特化してやるかということだと思う。その後地域からいろんな話あったときに、これは追加しようとか、そういう形になっていくのでしょうか。それならそれでメニューを広げてしまって、それから町民選べという話ではないですよね、スタート時点では。その辺ちゃんと整理しておかないと、行き違う場合があると思うのですけれど、その辺いかがですか。スタートすればですよ。まだそこまで決まっていない。この辺のところをちゃんと、勉強会だというから整理しておかないといけないと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 国の制度で今、整備されているのは、地集落の実態を把握してそういう交流とかを密にしていって、そしてそこから課題を抽出して、その集落の目配り役として支援員を置きますということまでです。ですからそのあとの実際に地域を変えていくことは、またちょっと別な問題というか発展形になります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑ございますか。本間委員。

○委員（本間広朗君） 大体聞きたいことは出たので、質問になるかどうかちょっとわからないのですが、委員長この後何かまとめてほかの委員とかいろいろ聞くということで、その時にまた言いたいことを言えばいいですか。

○委員長（小西秀延君） 進め方としましては通常どおり、また委員会の皆様からご意見等いただきまとめたいと思います。

○委員（本間広朗君） いろいろ今、皆さんから意見があったことは、もしやるのでしたら進めていただければいいのだけれども、これまた定住移住のそういう事業の取り組みにもなると思いますので、漁業とか農業今うちのまちでもいろいろとやっているのですけれど、当然一次産業とか農業、畜産のほうは今いろいろと市のほうでやっていますけれど、漁業それから例えばこういう支援員使

って、いろいろと漁業のほうも今具体的に言いますと、乗組員はある程度若い人もふえてきてやっているのですけれども、いわゆるその具体的に言いますと、冬のスケソウ外しの網を外すあいう作業というのは、すごい昔から高齢化、結局陸で待っているとじいさんばあさんとか女性とか、そういう人たちしかいないので、本当にこういう事業を使ってそういうことをやっていただけたら、本当に農業もそうですけれども、漁業の人方も喜ぶかどうかあれですけれども助かるのではないかなと思っているので、本当に前田委員言って私考えていたのですけれども、本当にこれいつからやれるのだろうと。もし例えばやるならば、ただ今勉強会ということなので、この委員会としてこういうようなことを取り入れて進めるといふか、いろんな課題がありますけれども、進めていければいいなということ本当は言わせていただきたいのですけれども、ちょっとこの厚真の例をちょっと僕いろいろ、11 ページですか、結構就農していますよね。この方々が農業の支援に入って就農されたという、これ例えば自分からここに入りたいというそういうあれがあったのか、例えば、厚真町の事だからわからないかもしれないですけど、町がそういうバックアップというわけではないかもしれませんが、そういうあれがあったのか、例えばそこで先ほどから出ていますけれども、ここで切られたら終わりですよ。もちろん再度雇用する力がないところはやっぱりほんとは欲しいのだけれど、ちょっとだめですよということになると、なかなか。うまく就農というかできればいいのですけれども、この資料を見ると、単なる作業員でもいいようなことも書いてあります。そういうことで支援できるのだったらそういうことでもいいのかどうかということと、今後就農つくだけじゃなくて、それ以降作業員として将来的にはそういう就農というか、農家の従業員になれば、先ほどちょっと事業拡大してそこまでいけばいいんですけど、そういう例えば、まだやるとかなんとかないから、町のバックアップ体制というのはいと必要、いろんなアドバイスも、就農するにしてもアドバイスが必要だと思いますけれども、例えばのことでまちはどのような事を考えられるのかということをお聞きしたい。

○委員長（小西秀延君） 支援員と言いましたが、協力隊の方かなと思いますので。高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 今お話に出てきたように、そういう漁業とかの関係でも可能性は非常にあると思います。やはり問題なってくるのは、やはり受け入れ態勢で、漁業としたら例えば漁組で受け入れるだとか、どここの個人漁業者で受けるのか、そういうものをある程度契約的な形での作業になりますから。あと作業についてはその作業をしていく中で作業でもいいのですけれども、そのまちは来てそういう作業を通して何か自分が自立できる方法が見つかればそれで1番いいのですけれども、作業で3年間終わるということになればそれまでになってしまうので、その辺が難しいところで、今言ったように受け入れ体制を明確にしなければならぬし、受け入れに当たっては家も用意しなければならぬ、場合によっては車も用意しなければならぬということがあるので、そういうやっぱり受け入れ態勢をしっかりと、何をやってもらうか、その人がその後どういうふうになっていくかということはある程度想定いたしております。ということで、厚真の事は江草主任から説明いたします。

○委員長（小西秀延君） 江草企画担当主任。

○総合行政局企画担当主任（江草佳和君） 厚真の実例の話を上申しますと、やはりこれ制度の取り組みの姿勢というか体制にもよるかと思うのですけれども、3年間のうちで例えば1年目、2年目というものは単純にその農作業等に従事してもらいつつもやっぱり地域の受け入れ体制の中で、3年目が過ぎた以降の事がある程度見据えた中で、こういうような就農の方法があるぞとか、こういうようなものやってみたらどうだっというやりのやりとりをやって地域の中であったようで、実際に元から地域でやられている農業以外に1人だけ養鶏をされたという方がいらっしゃる。30歳位の男性なのですけれども、この方やっぱり地域のその農業資材とかそういうもの揃えるに当たって地域の人が協力して安価で資材をそろえたとか、土地を安く借り受けたとかそういう支援、側面的な支援があった中で3年目から新機就農に向けた準備を進めていって、実際今、規模は別にしても、生産した鶏卵、卵等は地域の店に置かせていただいたり、それを使った新しいスイーツをほかの業者さんが使ってみたいという連動した動きというのが実際のところはあるようです。以上です。

○委員長（小西秀延君） 本間委員。

○委員（本間広朗君） 僕も前からというか言っているのですけれども、畜産もそうですけれども、白老の農業のいろんな野菜もそうですけれども、農業の可能性というのはまだまだあると思うのです。ただ今たまたま農業になっていますけれども、漁業もそうですけれども、漁業も今、漁業専門員もいますし、あとそのほかにも本当に例えば漁業に詳しい人がそこに入ってきていろんな養殖事業なんかやって、例えば専門的ないろんな使って、これ言ってしまうとあれなのですけれどもそういう事も考えられるので、本当にまちとしてなかなか取りこぼしなくといたらちょっとあれかもしれないですけれども、いろんな例えばニーズもそうですけれども、町独自にいろいろそういうところを考えたあげて、やっていければすごい事業だなと思いますので、意見になるかどうかちょっとわかりませんがぜひそういうことも。今、いろいろ委員さん中からも言われているのですけれども、そういうことも課題クリアできれば、今後やっていっていい事業かなと。願するわけではないですけれどもいろいろ町内でも困っている人というのは当然いると思いますので、地域担当ではないですけれどもいろんなところに入って行って、やっていただければいい部分というのがありますので、考えてくださいとは言わないですけれども、いろいろきょう勉強会なので、そういうお話をさせていただきたいと思います。特に申し訳ないです。

○委員長（小西秀延君） よろしいですか。ご意見として。ほかにございますか。前田委員。

○委員（前田博之君） 地域おこしとか集落支援、あくまでも地方自治体からの委嘱状を受けてやる。この身分は委嘱を受けた期間は公務員法の適用を制約を受けるという身分的な人というふうに解釈していいのですか。町から委嘱受けるのですよね。その間やっぱり制約受けると思うのです。ある程度同じ行動するにしても、そういう部分の相手に対しての制約は当然あるよと念頭においておかないとだめだということですよ。それから先ほど言ったように過疎地域とかこういう人口が減っているところから来たらだめだよと。そうするとおのずと制約受けると思うのだけれど、その辺

だけ確認します。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 委嘱を受けて従事するという事は、非常勤扱いにはなると。それでそういう身分でありますので当然、町もきちっとした人事管理をしなければならないということです。それから都市以外からもし募集があつていい人が来て使うといった場合は、それ使つては構わないのですが、特別交付税の対象にはならないということになります。

○委員長（小西秀延君） 江草企画担当主任。

○総合行政局企画担当主任（江草佳和君） 大多数の自治体においてはいわゆる非常勤の特別職として、公務員としての位置づけというのがおおそ見受けられるのですけれど、厚真さんちょっと特殊というか、町の考え方そこら辺次第という部分もありまして、厚真さん委嘱は当然要項に基づいてするのですが、賃金とかという扱いではなく報酬というふうに位置づけて、雇用契約を結ばない活動されています。極端な話を申し上げると、活動に支障のない範囲であれば例えば地域の人のニーズに応じてアルバイトしてもいいですよという考え方も一部自治体には存在するようなんです。ですから当然明確な身分の位置づけというのは必要だと思うのですけれど、ある程度そこがクリアできるという考え方のもとに対しては、そのような発想もあるということだけご報告させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） その趣旨なのですけれども、やはりその3年間の期間の中でこういう活動するのですけれども、その3年間にその地域にいる中で自立して住んでいこうということ探すためにはやっぱりいろんな機会を持たせるという意図でそういうふうにやっていくということです。

○委員長（小西秀延君） ほかがございますか。ちょっと私からなのですけれど、まず根本にこの制度、いつなくなるかわからないということがございますけれども、年度当初に申請期間というのが設定されているのかどうなのか、いつでも年度中であれば申請可能で、白老町が踏み切るという判断をして要綱等が整えば年度末からでもすぐ使っていけるのかどうなのかという点をまずちょっと1点聞いてみたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 募集期間とか、委嘱時期とかそういうものは一切決まりはありません。ですからできるときに募集をかけて、先考して委嘱するということができる制度です。時期と期間によってその交付税の算定期間がありますけれども、基本的にいつでも募集して、いつでも採用できるということです。

○委員長（小西秀延君） もう一つなのですけれど、経費がございます。募集に係る経費等も特交等で認められると。またこれ、その本人、報酬、地域おこしでいえば報酬200万円上限ですけれど、活動費の200万円上限というのもございます。こういう活動費や募集経費というのは、町村がある程度定めて国からオーケーをもらえばある程度自由な裁量があるのか、それとも国がしぼり

を大きくかけているところなのか、その辺のちょっとご説明お願いしたいのですけれど。高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 経費の件ですけれども、基本的に事例をこういうものというは出されていて、募集にかかわる経費としては、実際にその募集に係るチラシをつくったりPRしたりするPR費ですとか、もしくは職員がどっかに行ってPRするその旅費ですとか、あとそういうことを一手にどこかに委託してやってもらう委託費なんかは全て募集に係る経費として認められるものです。活動経費については住宅の家賃ですとか活動に係る車両関係の経費ですとか、あと保険料関係そういうものは全て活動経費と見られますし、隊員が何らかの技術を習得するための研修に行くだとか、そういう経費も含まれます。

○委員長（小西秀延君） 一般的には使い勝手がいいというふうに理解してよろしいですね。これ、変な話もう1ついいですか。今までだとかこういう制度があるのだけれどということで、商工会等に当たってみたことというはまだないというふうに理解してよろしいですか。高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） こういう活動を生かしてということでの制度の紹介とかそういうのは、商工会とかにしていらないです。あくまでもこの自治体は自治体になるという考えでありますので、実際中でもまだ産業だったりいろいろな分野が考えられるのですけれど、そこに浸透してとはいえないような内容なのです。そういう努力をしてまいりたいと思います。こういうふうにやるよということで決めて、その内容は要綱で定めますけど、やっていくかどうかの今まだその前段の状況ですので、そのやっていくよということを各課にも周知してこういう制度活用しないかということ投げかけて、こういうことに活用できるとかというものができて、その体制づくりをしようとかいうことになりますので、そういうことの熟度を上げていきたいと。

○委員長（小西秀延君） わかりました。ほか質疑がないようであれば、担当課にはご退席を願いたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは担当課の皆様お疲れさまでございました。暫時休憩します。

休 憩 午後 2時51分

再 開 午後 2時55分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。本日ご説明をいただきましたので、各自ご説明受けたばかりですので、これを持ち帰っていただいて後日また局長と相談して日程を定めて、皆さんからご意見等をこの制度についてどのような活用目指すべきなのか否なのか、そこから皆さんとまたお話を始めたいと思っております。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） それでは本日は、会議はこの程度にとどめ、総務文教常任委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでございます。

（午後 2時56分）